

北海道告示第 11181 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和3年1月25日までに北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和2年9月23日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ中標津

標津郡中標津町東15条南11丁目3番1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
ホームック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地1
株式会社福原	代表取締役 福原 朋治	帯広市西22条北1丁目13番地
株式会社大創産業	代表取締役社長 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社マックハウス	代表取締役社長 船橋 浩司	東京都杉並区梅里1-7-7 新高円寺ツインビル6F
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南2丁目11-31
株式会社NKインターナショナル	代表取締役 木田 直樹	中川郡幕別町札内桜町136-31

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
DCMホームック株式会社	代表取締役社長 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号	ア
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地1	
株式会社福原	代表取締役社長 福原 郁治	帯広市西22条北1丁目13番地	イ
株式会社大創産業	代表取締役社長 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	
株式会社ツルハ	代表取締役社長 八幡 政浩	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	ウ
株式会社エービーシー・マート	代表取締役社長 野口 実	東京都渋谷区道玄坂1丁目12番1号	エ
株式会社ムラタ	代表取締役社長 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南2丁目11-31	オ
株式会社NKインターナショナル	代表取締役 木田 直樹	帯広市東3条南8丁目1番地1NKビル	カ

(4) 変更の年月日

上記 (3) ア 平成27年 3月 1日
上記 (3) イ 平成25年 5月11日
上記 (3) ウ 令和 2年 8月11日
上記 (3) エ 令和 2年 7月18日
上記 (3) オ 平成25年10月 1日
上記 (3) カ 平成29年 1月 1日

(5) 変更する理由

上記 (3) ア 小売業者の名称変更のため
上記 (3) イ 代表者の交代のため
上記 (3) ウ 代表者の交代のため
上記 (3) エ 小売業者の入替えのため
上記 (3) オ 代表者の交代のため
上記 (3) カ 小売業者の住所変更のため

2 届出年月日

令和 2年 9月 8日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 2年 9月23日 (水) から令和 3年 1月25日 (月) まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで、翌年の 1月 2日及び同月 3日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで